



なぜNAP指標案を提案したのか

—NAPに基づく施策は果たして有効であったのか、
そして、その実効性を測る評価指標はどうあるべきかの議論の充実へ—

古谷由紀子

一般財団法人CSOネットワーク

ビジネスと人権市民社会プラットフォーム（BHRC）



背景とポイント

- 2020年10月、現行「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」公表

【NAPガイダンス】評価指標はNAPに含まれているべきだが、含まれていない。
※次ページ参照

– レビュー報告

- 2022年～2025年 1年目、2年目、3年目、4年目「レビュー報告」として「行動計画実施状況一覧」公開中（2025年87施策）

多くはアウトプット指標での報告

- 政府の「レビュー報告」には「5つの**優先分野における指標**」の説明も含まれている

インパクト測定のための指標を特定
⇒しかし実質は「アウトプット指標」になっている



2025年NAP改定に向けて

- ステークホルダーから動きをつくってみよう！

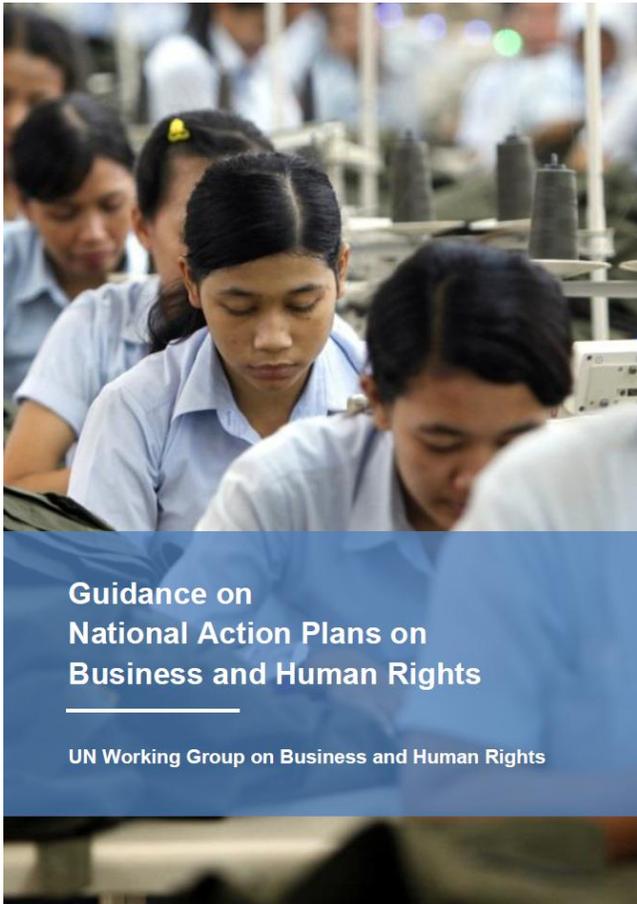
アウトカム指標を提案！！

政府自ら動くのは
ハードルが高そう

アウトカム指標も
簡単ではない



参考



NAPガイダンス（2016年）

政府は、ビジネスに関連する人権への負の影響に対処する際の優先分野を明確にし、国家を対象とする各指導原則（指導原則 1-10、25-28、30及び 31）に関する現在の活動及び計画されている活動について議論すべきである。計画されている活動の全てについて、政府は、関係機関の明確な責任、タイムフレーム、及び、**結果を評価するための指標**を含む、実施手順を明確化すべきである。

NAPの改定は、企業に関連する人権への負の影響を防止・軽減・救済するために既存の**NAPが実際にどの程度効果があったかについての徹底した評価**に基づくべきである。進捗を評価する際には、評価者は、評価のベンチマークの一つとして**政府がNAPに規定した実施指標（performance indicators）**を参照すべきである。この評価は、国内人権機関または他の専門家のように独立した組織によって行われ、かつ、関係する**ステークホルダーとの協議**が含まれるべきである。

現在のNAP評価指標の課題を解決したい

例

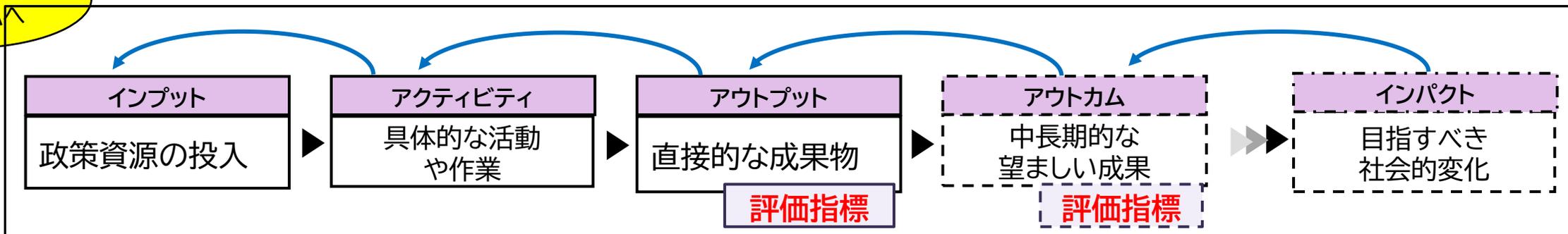
現在のNAP評価指標の記載例(出所:3年目レビュー報告書「行動計画実施状況一覧」から抜粋、かつ簡略化して記載)

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標	実施状況*
4	外国人雇用事業主に対する法令遵守および雇用管理の改善等への適切な対処等の指針の周知徹底・啓発	厚生労働省	・ハローワークにおける事業所等指導等の実施件数	・2020年度:9003件(計画数:11,342件) ・2021年度:12,529件(計画数:11,700件) ・2022年度:13,278件(計画数:12,161件)
38 .2	政府の実施する調達において、入札する企業における人権尊重の確保を促進する	厚生労働省	・ハローワークにおける事業所等指導等の実施件数	・2020年度:9003件(計画数:11,342件) ・2021年度:12,529件(計画数:11,700件) ・2022年度:13,278件(計画数:12,161件)

アウトプット指標

インパクトを生み出せるだろうか

アウトプットからアウトカムへ

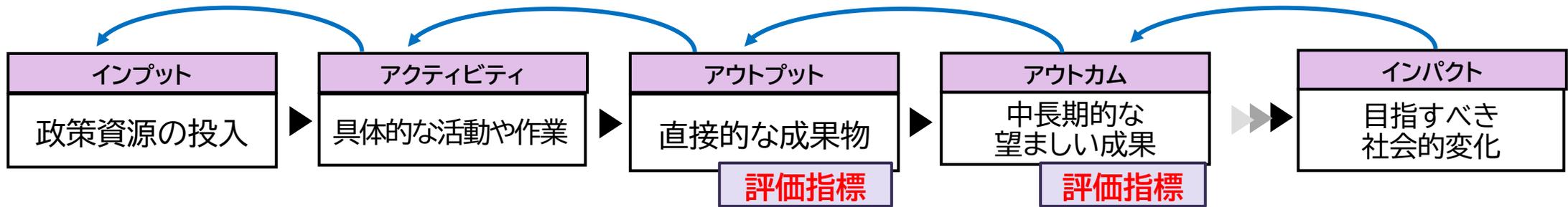


市民の“声”

- ・どんな社会をめざすのか
- ・どんな成果を出せばいいのだろうか
- ・そのための評価指標をどう出すか

施策によって目指す社会の変化（インパクト）を生み出すために

○インパクトを生み出すためのロジックを考えよう



○EBPMの手法

- EBPMの手法を用いた行政事業レビューの効果的な実施
(2025年3月31日内閣官房行政改革推進本部事務局の「行政事業レビューシート作成ガイドブック」より抜粋)
- EBPM（エビデンスに基づく政策立案）は、
 - ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求めることで、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。



協力してくださった組織と提案した施策

URL:<https://docs.google.com/spreadsheets/d/18No7iA-5AA16IsUIS2LXvhwCMiTQ9uCX/edit?gid=1523767451#gid=1523767451>

提出者

- ・ACE、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- ・CSOネットワーク
- ・Social Connection for Human Rights (SCHR)
- ・DPI日本会議
- ・中尾洋三
- ・ノット・フォー・セール・ジャパン／山岡万里子
- ・プラン・インターナショナル・ジャパン
- ・弁護士：稲森幸一、蔵元左近、小林美奈、佐藤暁子、高橋大祐

自分たち活動・専門分野をもとに提案

提出数

現行の施策
:25
現在施策なし
:12(★)

評価指標案が提出されたNAP施策

(1)横断的事項

- ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)
- イ. 子どもの権利の保護・促進
- エ. 消費者の権利・役割
- オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)
 - (ア)ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進(★4施策)
 - (イ)障害者雇用の促進(★4施策)
 - (ウ)女性活躍の推進
- カ. 外国人材の受入れ・共生

(2)人権を保護する国家の義務に関する取組

- ア. 公共調達
- イ. 開発協力・開発金融

(4)救済へのアクセスに関する取組

- 司法的救済及び非司法的救済 (★3施策)

次期NAPに含まれる新たな分野

- 新しい人権課題
- 環境と人権(★1施策)

具体的内容は？

NAP評価指標の課題解決のために提案された評価指標案（1）

現在のNAP評価指標の記載例(出所:3年目レビュー報告書「行動計画実施状況一覧」から抜粋、かつ簡略化して記載)

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標	実施状況*
4	外国人雇用事業主に対する法令遵守および雇用管理の改善等への適切な対処等の指針の周知徹底・啓発	厚生労働省	・ハローワークにおける事業所等指導等の実施件数	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度:9003件(計画数:11,342件) ・2021年度:12,529件(計画数:11,700件) ・2022年度:13,278件(計画数:12,161件)

アウトプットからアウトカムへ

提案の評価指標例(出所:提案指標から抜粋、かつ簡略化して記載)

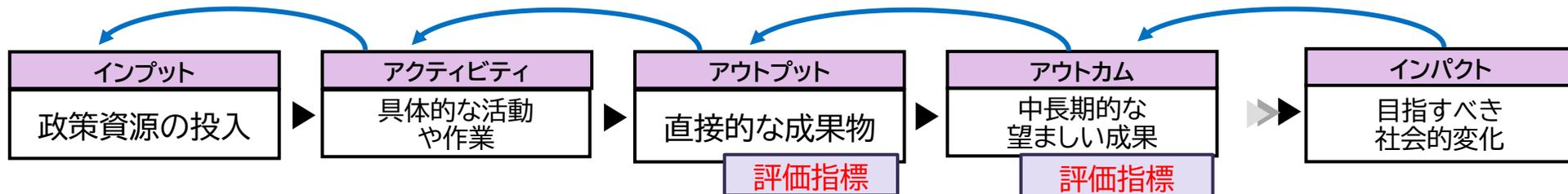
	今後行っていく具体的な措置	アウトプット	アウトカム	目指す姿
4	外国人雇用事業主に対する法令遵守および雇用管理の改善等への適切な対処等の指針の周知徹底・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ①母国語による労働安全衛生教育の義務化 ②労働安全衛生のマネジメントシステムの導入 ③1回/年の防災訓練の義務化 	令和5年度労働災害発生率(死傷年千人率(以下「千人率」という。)実績、技能実(4.1)、特定技能(4.31)の全国平均(2.36)並みへの低減	外国人労働者の安全が確保され、安心して働ける職場環境の実現

評価指標（①のみ記載）

①外国人労働者導入企業での母国語による安全教育の実施企業数

評価指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均（2.36）以下とする。





具体的内容は？

NAP評価指標の課題解決のために提案された評価指標案（2）

提案の評価指標例(出所:提案指標から抜粋、かつ簡略化して記載)

URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100702740.pdf>

施策No/指標案	アウトプット（施策の結果）	アウトカム（施策の成果）	目指す姿
施策Noなし (環境と人権)	<p>①気候変動および緩和・適応による環境・人権への負の影響を把握するためのステークホルダーエンゲージメントが実施される。</p> <p>②企業の施策において、上記の負の影響を考慮し対応をすることを要請し、国連ビジネスと人権に関する指導原則の観点を含む「公正な移行（just transition）」の考え方をふまえた緩和・適応計画を実施する企業が増える。</p>	<p>①「公正な移行（just transition）」の考え方をふまえ、気候変動の緩和・適応に関する関係省庁において、環境活動家や人権擁護者を含むステークホルダーとの対話を通じて把握した負の影響を考慮した政策が実施される。</p> <p>②「環境デュー・デiligence」の普及・浸透において、国連ビジネスと人権に関する指導原則の観点から人権リスクの考え方が統合される。</p>	<p>・脱炭素社会への移行において、国連ビジネスと人権に関する指導原則の観点を含む、環境・人権への影響を考慮した「公正な移行（just transition）」の考え方をふまえ、気候変動の緩和・適応計画を策定する。</p> <p>・緩和・適応計画の策定においては、環境・人権に負の影響を受ける人々の社会的立場の脆弱性や当該事案における力関係の不均衡が考慮される。</p> <p>・人権デュー・デiligenceと環境デュー・デiligenceのシナジーが最大化される。</p>

アウトプット指標
<p>①-1 実施したステークホルダーエンゲージメントの内容</p> <p>①-2 ステークホルダーエンゲージメントで問題提起された人権への負の影響の内容</p> <p>②緩和・適応計画において「公正な移行」の考え方を表明する企業数・割合とその推移（定期的な企業対象のアンケート調査等を実施）</p> <p>以上を情報開示</p>

アウトカム指標
<p>①ステークホルダーエンゲージメントで把握した負の影響に対応した施策の内容</p> <p>②指導原則の観点を含む環境省「バリューチェーンにおける環境デュー・デiligence入門～OECDガイダンスを参考に～」が示す考え方に沿った環境デュー・デiligenceを実施する企業数・割合とその割合</p> <p>以上を情報開示</p>



ステークホルダー報告書における「評価指標」の提案 (1)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100660229.pdf>

「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書(概要)

令和6年3月

ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会

第1章 本報告書について

- 本報告書の目的
 - 「ビジネスと人権」に関する行動計画推進作業部会(以下、作業部会)を構成するステークホルダーが、NAPの3年目意見交換のためのレビュー(以下、3年目レビュー)に際して共通認識として有する以下の3点を、NAP改定を見据えながら、提案する
 - ① 意見交換にあたって重要な点と考えるポイント(第2章1)
 - ② NAPの前提となる日本における「ビジネスと人権」に関する重要課題の特定に向けた考え方(第2章2)
 - ③ 個別施策テーマに関する政府への共通要請(第2章3)
- 本報告書の作成プロセスおよび3年目レビューの進め方
 - 2020年10月に策定されたNAPの3年目の意見交換にむけて、第5回「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」(以下、円卓会議)(2023年4月)および第4回作業部会(2023年7月)において、政府から「具体的な意見のまとめ」を作業部会のもとで作成するよう依頼
 - 関連する国際的な動向および企業の取組状況について意見交換を実施
 - 意見聴取にあたっては、円卓会議および作業部会を構成するステークホルダーがNAP策定プロセスのなかで政府に提出した第1共通要請事項(2019年)、第2共通要請事項(2020年)を基に個別施策テーマを設定
- 本報告書の構成
 - 作業部会構成員の共通意見・見解を、第2章で集約
 - 第2章1では作業部会構成員がNAPの3年目レビューを行うにあたり、共有の土台とした視点について記載
 - 第2章2では日本における「ビジネスと人権」に関する重要課題の特定に向けた考え方について意見を記載
 - 第2章3では新たなテーマを含む、7つの個別施策テーマから、NAPの3年目レビューを取りまとめ
 - 別添では、共通意見としてまとめることができなかった各ステークホルダーからの意見を「個別意見」として掲載

第2章 ステークホルダーの意見・報告事項

- NAP3年目レビューにおける重要視点(第2章1)
 - 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、指導原則)を基礎に置くこと
 - 指導原則策定以降の国際レベルでの議論を踏まえ、国連ビジネスと人権作業部会(以下、国連WG)の訪日調査でのステートメント(2023年8月)も考慮
 - 国内外での指導原則の実施を踏まえて日本が直面する課題を考えると
 - 国際レベル、国・地域レベルなど、重層的な「ビジネスと人権」の動向を踏まえ、日本企業・日本社会が直面する特有の課題を検討したうえで(第2章)、個別施策テーマに関するレビューを実施
- インパクト評価とステークホルダーとの協議に基づいたレビューとすること
 - 第2章3において、アンケート調査などの客観的なエビデンスを基に、日本企業の取組状況を示すことで、NAPの効果について評価
 - 作業部会構成員が本報告書の起草者となり、各構成員と二者間および多数者間での意見交換や協議を実施。本報告書における評価は政府から独立した形で行われた一方で、プロセス・内容面ともに政府と協議をはかっている
- 日本における「ビジネスと人権」の重要課題の特定にむけて(第2章2)
 - 「ビジネスと人権」の視点とは
 - 「日本企業による国外での人権課題をとらえること」など、8つのポイントを踏ましつつ、どのように「ビジネスと人権」の課題がとらえられてきたのかを検討
 - 日本政府の人権政策においてとらえられてきた重要課題
 - 「人権教育・啓発に関する基本計画」では「各人権課題に対する取組」として、人権問題の当事者の属性別に、政府の人権施策の対象を示してきた背景もあり、関係省庁が所掌する政策領域別に施策化され取組まれてきた
 - 「ビジネスと人権」の視点から日本の重要課題を考える
 - 指導原則の普及と実施が国内外でひろがり、かつステークホルダーとのエンゲージメントを通じて、日本政府における人権課題のとらえ方も変化がみられる
 - 日本社会・日本企業の「ビジネスと人権」の課題とは
 - ライツホルダーの国際的に認められた人権をベースに、国連WGの訪日調査での指摘などをふまえ、日本における人権課題の全体像を検討
 - 「ビジネスと人権」課題の克服にむけた国家の義務と企業の責任
 - 政府は国際人権・労働基準の実現を、あらゆる政策領域においてメインストリーム化(一貫性の確保)する必要がある

「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書(概要)

「第2章 3.個別施策テーマに関するレビュー」

1)人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン

サプライチェーンを通じた人権尊重は、サプライチェーンを構成する企業等がライツホルダーとの対話やエンゲージメントを通じて、人権リスク・人権課題を特定し、人権への負の影響を防止・軽減・是正・救済することを通じて実現される(提案1-3)

人権課題は、環境(気候のみならず自然資本、生物多様性も含め)要因との交差性があるため、同時に考慮することが不可欠である(提案1-3)

【提案1】 サプライチェーンを通じた人権尊重を促進するために必要な政策(特に(2)~(7)にて要請する施策)に関する、マルチステークホルダーでの議論の継続

【提案2】 政府が「影響力を行使できる法人・企業(独立行政法人、国有企業、特殊会社など)が指導原則に沿って人権尊重に取り組むよう確保

【提案3】

(2)「誰一人取り残さない」ための施策推進(ジェンダー平等や外国人労働者の保護など)

■ 女性活躍推進法や障害者雇用促進法など、国内のマイノリティ別の施策における企業の人権尊重責任も、「ビジネスと人権」の視点で横断的に考えることで、国家の人権保護を確実に果たすことができる(提案4-7)

■ ジェンダー平等をめぐる「ビジネスと人権」の課題は、多岐にわたる取組が求められる(提案5)

■ 社会的に立場の弱いライツホルダーを認識して人権の負の影響を特定し対処すべきという認識・行動が企業に広がりつつある。また、気候変動や開発への対策など環境と人権を同時に考慮すべき問題において、社会的に立場の弱いライツホルダーへの被害がより深刻であることも留意する必要がある(提案7)

【提案4】 社会的に弱い立場にあるライツホルダーを特別に考慮し、「誰一人取り残さない」ための、人権尊重の視点に立った制度設計・運用および見直しの実施

■ 企業が人権リスクを特定するため、マイノリティ別の施策で得られた情報や好事例の提供

【提案5】 ジェンダー平等をめぐる「ビジネスと人権」の課題(例: 選択的夫婦別氏制度にむけた法改正)を克服するための施策の実施

【提案6】 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が取りまとめた報告書をもとにした、技能実習制度の課題解決に向けた、着実な法改正の実施

【提案7】 政府ガイドラインにおいて、社会的に弱い立場に置かれたライツホルダーに対する特別の考慮を盛り込むことの検討

(3)指導原則の実施を推進する能力構築(人権教育・研修および支援・助言)のための仕組みづくり

■ (1)と同様(サプライチェーンを通じた人権尊重の実現、人権課題と環境要因との交差性等)(提案8-11)

■ サプライチェーンでの人権尊重の実現では、政府、労働者および労働組合、消費者、地域住民、市民社会といったステークホルダーの果たす役割も重要である(提案11)

【提案8】 ステークホルダーとの協働を通じて、政府ガイドラインから一歩踏み込んだ、産業や国・地域、中小企業の特性を考慮した手引きの作成や好事例の共有の推進

■ 中小企業を含む企業に対し、個別ケースに沿った情報・助言・支援等を提供するヘルプデスクの設置等、体制整備の強化

【提案9】 国際機関等が行う能力構築に関する事業への提出の継続

【提案10】 能力構築施策によって企業の取組が実際にどの程度進んだのかについての定期的なフォローアップと、必要に応じて政府ガイドラインの改訂の実施

【提案11】 地方公共団体を含む政府職員に対する人権教育・研修等、政府の能力構築の強化

■ 学校教育での人権理解を基礎とした、消費者・労働者教育の推進、地方でのNAP普及など、指導原則の保護・尊重・救済の視点を盛り込んだ、人権教育・啓発施策の展開

各文章末尾の括弧の中には、関連する提案を示す

■ **インパクト評価とステークホルダーとの協議に基づいたレビューとすること**

- 第2章3において、アンケート調査などの客観的なエビデンスを基に、日本企業の取組状況を示すことで、NAPの効果について評価
- 作業部会構成員が本報告書の起草者となり、各構成員と二者間および多数者間での意見交換や協議を実施。本報告書における評価は政府から独立した形で行われた一方で、プロセス・内容面ともに政府と協議をはかっている



ステークホルダー報告書における「評価指標」の提案（2）

「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書(概要)

「第2章 3.個別施策テーマに関するレビュー」

	(4)企業の情報開示	(5)公共調達	(6)救済へのアクセス	(7)NAP実施・モニタリング・改定の体制整備
背景	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示それ自体に加え、好事例から学ぶことで、企業の人権尊重の取組が促進されることが重要である(提案13) 情報開示により、企業とステークホルダーの相互信頼とともにエンゲージメントそのものも促進されるため、好事例を示すことが大切である(提案13) 情報開示は、消費者の権利を尊重することであり、企業の取組を消費者個人が判断する材料となる(提案13) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共調達は国家が行う企業との商取引であり、指導原則上、国家は相手企業による人権の尊重を促進すべく、デュー・ディリジェンスを実施する義務を負っている(提案14-16) 公共調達のプロセスを通じて、企業の人権尊重の取組が促進されることが重要である(提案15) 	<ul style="list-style-type: none"> 国連WG報告書(2021年)が示す、国内人権機関の実効的な救済へのアクセスに関する役割、特に基礎的および間接的な役割は、企業の人権尊重の取組を促進する上で有益である(提案18) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導原則では、国家は、その保護義務として、NAPの実施・モニタリング・改定の体制整備を行うことが求められている中で、各国政府でも国内人権機関やステークホルダーを巻き込んだ政策評価、モニタリングが実施され、その結果が開示されている(提案20-23)
政府への提案	<p>【提案12】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な基準との調和を考慮した、企業による人権尊重に関する情報開示の推進策についての議論の実施 <p>【提案13】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導原則に基づいた人権尊重の取組と情報開示に関する企業の能力構築の実施 情報開示が企業のインセンティブとなるような施策(企業の人権情報開示に関する表彰制度の拡充、サステナブル・ファイナンス施策との統合、倫理的消費の理解促進など)の展開 	<p>【提案14】</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年4月に決定した方針に基づく、「公共調達における人権配慮」についての具体的な取組の実施(五輪・万博といったメガ・イベントから開始する方法の他、政策の一貫性の確保を意識した情報開示の検討) <p>【提案15】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な企業に対して助言ができるようになるための公共調達担当官に対する研修の実施、政府ガイドラインの周知および企業(特に中小企業)の能力構築の実施 <p>【提案16】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共調達に関して行ったデュー・ディリジェンスの取組に関する情報開示、公共調達を実施する組織によるグリーンバンスメカニズムの設置等の検討 	<p>【提案17】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「責任ある企業行動のための各国連絡窓口(NCP)」を通じた実効的救済の確保を目的とした、第2回ピア・レビュー等ステークホルダーとの対話・エンゲージメントの機会の設定 <p>【提案18】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」に合致した国内人権機関の設置についての議論の継続 <p>【提案19】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導原則に準拠した企業のグリーンバンスメカニズムに関する好事例の収集・検討を基礎とした、実際の対応につながるガイドラインの策定 能力構築施策における個別の情報・助言・支援の提供 企業・業界団体等によるグリーンバンスメカニズム構築に対する支援の実施 	<p>【提案20】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係府省庁とステークホルダー間の信頼関係に基づく継続的な対話をベースとした、日本が優先的に取り組むべき課題領域の定期的な特定と、特定した優先課題領域をはじめとする施策のインパクト測定の実施 <p>【提案21】</p> <ul style="list-style-type: none"> 円卓会議・作業部会を通じた、NAP改定にむけたアウトプット指標・アウトカム指標策定のための議論の開始 定期的に政策評価を行う体制の構築の検討 <p>【提案22】</p> <ul style="list-style-type: none"> NAPを実施する実効的な体制(国際人権問題担当の首相補佐官の任命や管轄官庁の明確化など)の確立 <p>【提案23】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策のインパクト測定を踏まえ、進捗状況と目標の達成度について、ステークホルダーに対する分かりやすい開示の実施

(注)「背景」の各文章末尾の括弧の中は、関連する提案を示す

(7)NAP実施・モニタリング・改定の体制整備

- 指導原則では、国家は、その保護義務として、NAPの実施・モニタリング・改定の体制整備を行うことが求められている中で、各国政府でも国内人権機関やステークホルダーを巻き込んだ政策評価、モニタリングが実施され、その結果が開示されている(提案20-23)

【提案20】

- 関係府省庁とステークホルダー間の信頼関係に基づく継続的な対話をベースとした、日本が優先的に取り組むべき課題領域の定期的な特定と、特定した優先課題領域をはじめとする施策のインパクト測定の実施

【提案21】

- 円卓会議・作業部会を通じた、NAP改定にむけたアウトプット指標・アウトカム指標策定のための議論の開始
- 定期的に政策評価を行う体制の構築の検討

【提案22】

- NAPを実施する実効的な体制(国際人権問題担当の首相補佐官の任命や管轄官庁の明確化など)の確立

【提案23】

- 施策のインパクト測定を踏まえ、進捗状況と目標の達成度について、ステークホルダーに対する分かりやすい開示の実施

次期NAPへのわたしたちの期待

2つのポイント		
1	アウトカム指標の作成	<p>中長期的な望ましい成果を評価する「アウトカム指標」</p> <ul style="list-style-type: none">国連の人権専門機関であるOHCHRが開発した人権指標を活用することが有用と考えられる。日本のNAP評価指標は、3つある人権指標のうち、中長期的な望ましい成果を評価する「成果指標」(アウトカム指標)の検討が十分ではない。<u>海外事例を参考に成果指標を組み込む必要がある。</u>
2	政府やステークホルダー間の議論	<p>指標作成の視点は多様、さまざまな立場での議論が不可欠</p> <ul style="list-style-type: none">現在の提案している指標は当該分野を専門とする市民組織からの政府への期待を示すものだが、現時点ではステークホルダー間での議論も十分ではなく、その粒度も完成度も十分ではない。政府もステークホルダー等の視点も実情への認識も多様である。目指す姿を見据えながら効果的な指標について合意形成をしていく必要がある。円卓会議、作業部会など様々な場でマルチステークホルダーでの活発な議論を期待したい。

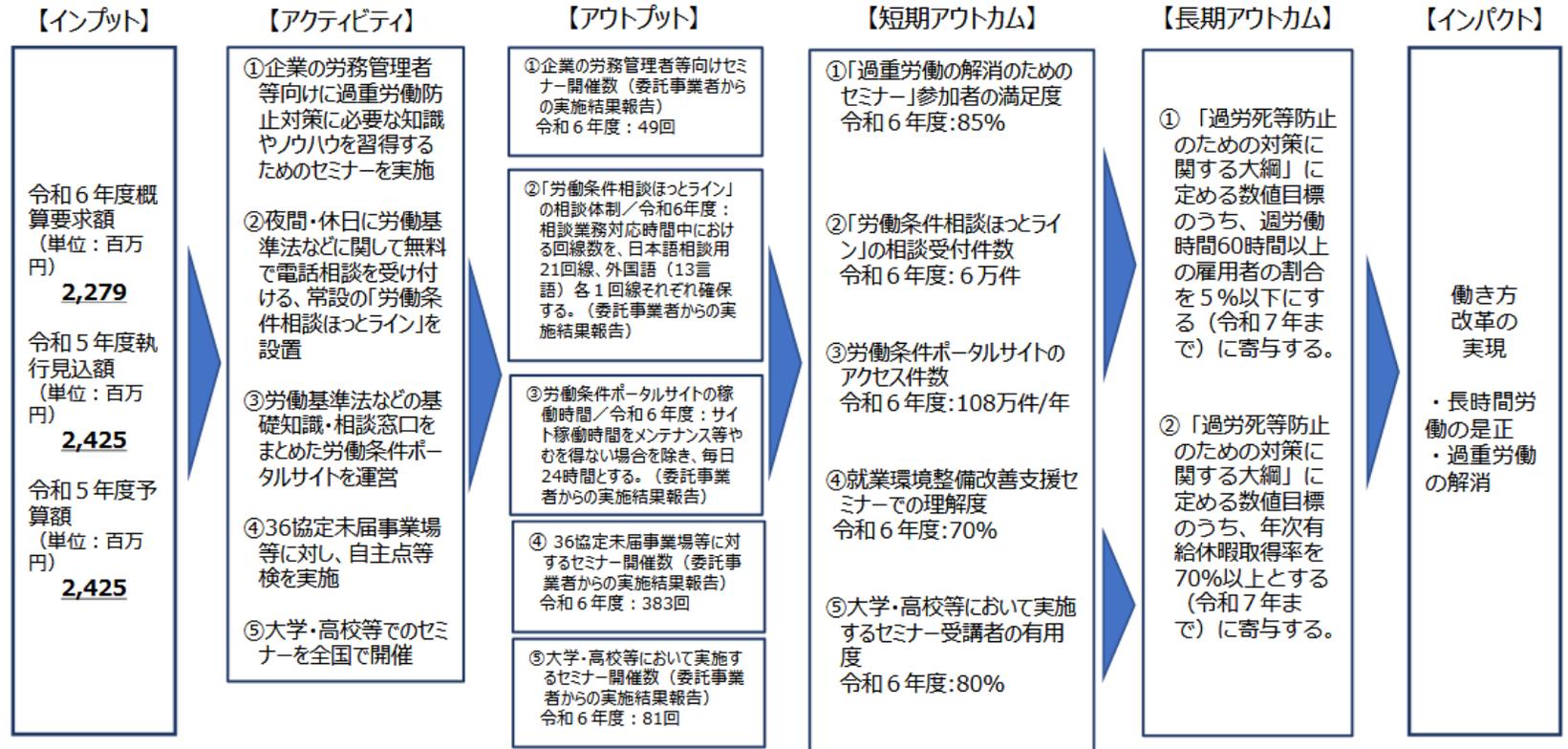
日本でアウトカム指標を設定している例

厚労省

＜令和5年度＞働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働抑制等のための取組

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyousehouseisaku/toukeidata/madoguchi_00005.html

事業名	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	レビュー番号	2023-厚労-22-0466	担当部局・課室	労働基準局監督課
現状分析		課題		事業概要 【 <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> モデル <input type="checkbox"/> 大幅見直し】	
<p>時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行された。「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)において、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とすることが目標されているところ、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は緩やかな減少傾向(令和2年は9.0%、令和3年8.8%(令和4年版過労死等防止対策白書参照))を示しており、引き続き、令和7年までの目標達成に向けた取組を推進する必要がある。</p>		<p>時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法の定着を図る必要がある。また、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図るためには、直接行政機関による指導において法違反を是正させる取組を行うだけでなく、年間を通じて、インターネット、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用し、国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等及びその防止に対する関心と理解を深めるよう、広く周知・啓発を行うことにより、長時間労働・過重労働を解消・抑制し、労働者の健康障害防止を図っていく必要がある。</p>		<p>改正労基法の履行確保のための事業場及び労働者等に対する周知のため、企業の労務管理者等を対象としたセミナーの実施や、夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置、労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトの運営等を行う。</p>	



日本でアウトカム指標を設定している例

消費者庁

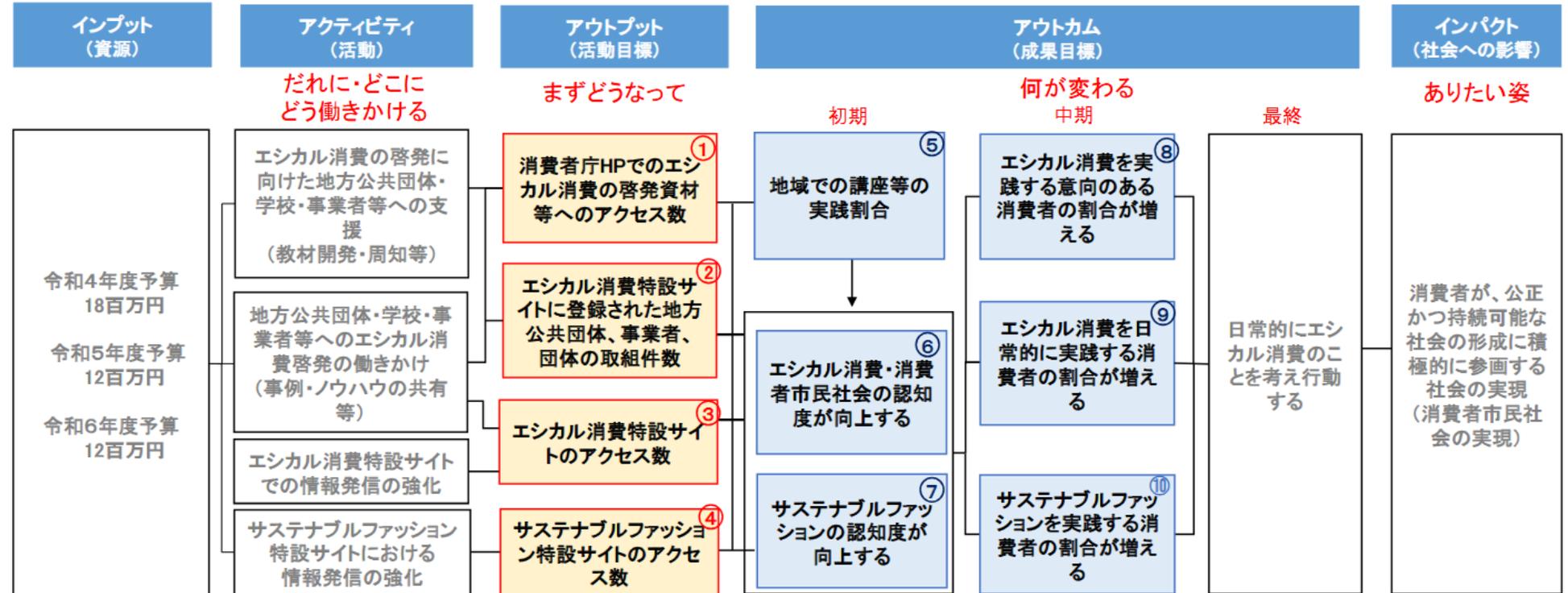
エシカル消費の普及啓発

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/assets/consumer_policy/cms102_24_0614_005.pdf

10. エシカル消費の普及啓発

現状・課題

- ・消費者市民社会の形成(自立した消費者の育成)に向け、消費者にとって身近な取組であるサステナブルファッション等のエシカル消費について、消費者教育・普及啓発の一環として推進。
- ・エシカル消費の認知度は向上し(R元:12.2% R4:26.9%)、実践する意向のある消費者も一定割合いる(R4:52.6%)ものの、日常的に実践する消費者の割合はまだ低い(R4:27.6%)。
- ・エシカル消費の普及促進とともに、消費者の実践を促すための情報発信や地方公共団体や事業者等の取組への支援が必要。



- ① 啓発資料等へのアクセス数【53,000件以上/R6年度】
 ② 特設サイトに寄せられる企業、団体、地方自治体の取組件数【400件以上/R6年度】
 ③ エシカル消費特設サイトへのアクセス数【7,200,000件以上/R6年度】
 ④ サステナブルファッション特設サイトへのアクセス数【320,000以上/R6年度】
 ⑤ 地域でのエシカル消費に関する消費者教育関連事業(講座等)の実践割合【30%以上/R6年度】
 ⑥ エシカル消費・消費者市民社会の認知度【エシカル消費:32%以上/R6年度 消費者市民社会:28%以上/R6年度】
 ⑦ サステナブルファッションの認知度【45%以上/R6年度】
 ⑧ エシカル消費を実践する意向のある消費者の割合【32%以上/R7年度】
 ⑨ エシカル消費を日常的に実践する消費者の割合【78%以上/R7年度】
 ⑩ サステナブルファッションを実践する消費者の割合【72%以上/R7年度】

KPI